

## 身元保証人とは（5）

今回は、病院に入院する際の身元保証人について、事例から考えてみましょう。

71歳女性Dさんは、結婚の経験はなく一人で自立した生活を送っていました。ところがあるとき外出中に急に具合が悪くなって倒れ、とある大学病院に救急搬送されました。進行した癌でした。



通常、入院するときにも「保証人」を立てることを求められるのですが、実は、入院の際には保証人がいなくても、原則として入院ができないことはありません。

平成30年4月、厚生労働省は次のような通達を発表しています。「入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項に抵触する。」

特にこのDさんのように救急搬送されてきた患者の場合、「保証人がいないなら引き受けられない」といって門前払いをすることは、医療機関は当然、出来ないでしょう。

Dさんには家族と呼べる人は誰もいませんでしたが、緊急入院に際して「保証人は必要ない」と大学病院から言われて、とても安心したようです。ただし、「亡くなった後のことを頼める人が団体だけは決めておいてください」と言われたそうです。

Dさんは緊急入院からは退院し、抗がん剤治療を通院して受けながら、死後事務委任契約を頼める団体を探している過程で、OAG ライフサポートと出会いました。

当初Dさんは「生きている間のことは大丈夫。あの大学病院にしか世話にならないし、身元保証人は不要だと言われている。死後事務委任だけで。」とおっしゃっていました。

私としては、亡くなる場所は必ずしも癌の主治医のいる大学病院とは限らないし、今後、在宅療養をするにもホスピス等に入るにも、病気が進行する段階では意思決定支援者が必要になることは分かっていたのですが、Dさん本人が大学病院の「保証人は不要」という言葉を額面通りに信じ切っていたので、それ以上、強くご説明できずにいました。

ところが。抗がん剤治療を数日間の入院で受けることになったDさん、同じ大学病院から「今回は計画入院なので、事前に、意識がない状態になったときに連絡できる先を決めておいてください」と言われたそうです。「身元保証人」という名前は使っていないなくても、家族に代わる意思決定支援者が求められたのです。「生きている間は誰もいなくても大丈夫」と思っていたDさんにとっては、手のひら返しのように感じたそうです。

確かに病院側にとっては、Dさんが良くない状況になったときに、権限を持った連絡先が何もなしとしたら、Dさんの医療についての決定をすることが出来なくなります。

「身元保証人」という言葉が一人歩きしてしまいがちですが、本人が正常な判断が出来なくなった場合に意思決定の支援を出来る権限を持った人がいろいろな場面で求められるのは、至極まっとうなことなのではないでしょうか。 つづく